

# 小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者には ライフジャケットの着用義務があります!

## ～～小型船舶操縦者の遵守事項～～

酒酔い等操縦の禁止



発航前の検査義務



自己操縦義務



見張りの実施義務



危険操縦の禁止



事故発生時の人命救助



ライフジャケットの着用義務



- 水上オートバイに乗船する者
- 満12歳未満の子供
- 単独乗船の漁船で漁労作業をする者
- 暴露甲板に乗船している者**  
ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合等は除外されます。

平成30年2月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されています。

ライフジャケットに関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者にライフジャケットの着用が原則義務化されています。

令和4年2月1日からは、**暴露甲板に乗船している者がライフジャケットを着用していなかった場合**も違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が船長に付与されます。

累積点数が3点を超え行政処分基準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなります。



※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦は出来ません。

※有料の再教育講習を受講すれば業務停止期間を短縮することが可能です。

### ■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、危険操縦、自己操縦義務、見張りの実施義務	3点	6点
ライフジャケットの着用義務※ 発航前の検査義務	2点	5点

※令和4年2月1日より違反者に違反点数の付与開始  
(事故発生時の人命救助には遵守事項違反点数はありません)

### ■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の判決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

海中転落による死亡・行方不明事故も多数発生しています。家族や仲間を悲しませないためにも**ライフジャケットを必ず着用**しましょう。

着用範囲等、詳細を知りたい方は国土交通省のウェブサイトにてご確認ください。

URL [http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)

